



市の財政状況をお知らせします

図財政課 ☎0848・67・6028

FAX0848・67・6199

令和2年度一般会計(令和3年3月31日現在)

予算の状況

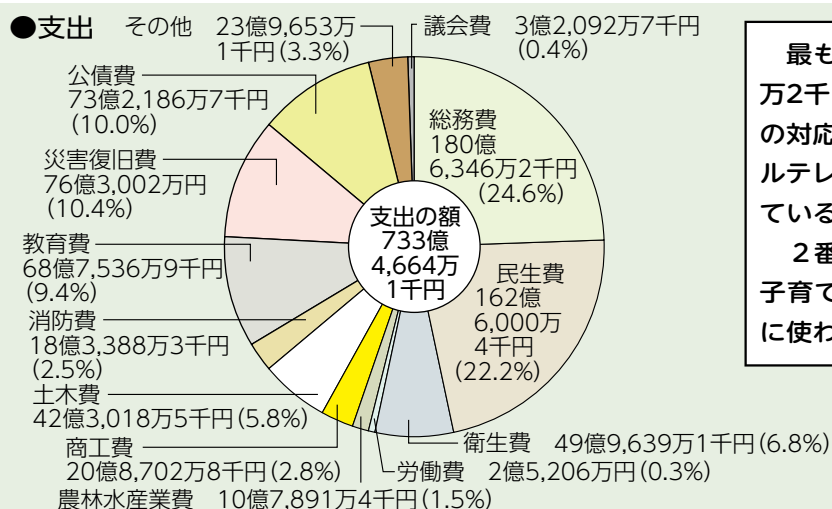
令和2年度当初の一般会計予算額は527億7,600万円でしたが、新型コロナウイルス感染症の対応などによる補正増、平成31年度からの繰越しによって、3月末時点の予算額は733億4,664万1千円になりました。

●収入

主な市税収入は、市民税(約50.5億円)、固定資産税(約65.3億円)、都市計画税(約7.3億円)です。

予算額(A)	うち市税収入	
	金額(B)	割合(B/A)
733億4,664万1千円	132億4,230万2千円	18.1%

●支出



最も大きな支出は、総務費(180億6,346万2千円)じゃ。新型コロナウイルス感染症の対応事業や特別定額給付金の支給、ケーブルテレビなどの通信機器の更新などに使われているぞ。

2番目に大きな支出の民生：子育て支援や福祉サービスなどに使われているぞ。



市債(借入金)と基金(貯金)の状況

市債のうち、臨時財政対策債(約185.8億円)は返済額の100%を国が負担します。

また、道路などを建設するための事業債(約426億円)の返済額の約7割(約383億円)を国が負担します。

市債現在高	基金現在高
611億8,468万2千円	144億9,424万4千円

●1世帯あたりに換算すると……

市債現在高は
140万4,736円

基金現在高は
33万2,773円

※令和3年3月31日現在の市の世帯数43,556世帯から算出しています。

詳しい財政状況は、市HP、情報公開コーナー(市役所本庁4階)で公開しています。

今回は、11月ごろに決算の状況についてお知らせします。

市が保有する財産の現在高(財産区を除く)

財 産		現在高
土地(地積)		8,398,816.57㎡
建物(延床面積)		494,178.49㎡
基 金	一般会計	144億9,424万4千円
	特別会計	18億2,259万9千円
有価証券		29億985万円
出資金		1億8,406万2千円
貸付金		2億6,197万円

水道事業の経営状況

令和2年度の経営状況は、収益30億8,347万9千円、費用25億610万1千円で差し引き5億7,737万8千円の利益が出ました。この利益は、建設改良工事や企業債償還などの財源として使用します。

下水道事業の経営状況

令和2年度の経営状況は、収益32億733万3千円、費用31億4,876万2千円で差し引き5,857万1千円の利益が出ました。この利益は、建設改良工事や企業債償還などの財源として使用します。



国保だより

国民健康保険に加入している皆さんへ

国民健康保険(国保)は、職場の健康保険などに加入していない74歳までの人が、病気やけがをしたときに安心して医療などを受けるための制度です。

皆さんが納める国保税は、医療費や出産・死亡などの保険給付の大切な財源となります。

●税率・課税限度額

令和3年度の保険税率と課税限度額は表1のとおりです。県が示す標準保険税率を参考に、毎年見直しを行います。

●世帯主に納税通知書が届きます

7月中旬、世帯主に納税通知書が届きます。世帯に国保加入者がいれば、納税義務者は世帯主となります。納税通知書が届かない場合は市民税課に問い合わせてください。

第1期の納期限は8月2日(月)までです。

●納付は口座振替で

市では国保税などの市税を口座振替で納付することを勧めています。希望する人は市内の金融機関で手続きしてください。

用通帳、金融機関届出印、納税通知書
※口座振替をする税目の指定はできません。

表1 令和3年度の保険税率と課税限度額

区 分	医療分	後期高齢者 支援分	介護分 40～64歳の人
①所得割 [前年中の所得に応じて計算]	6.66%	2.31%	1.81%
②資産割 [今年度の固定資産税額に応じて計算]	2.00%	—	—
③均等割額[加入者1人当たり]	26,580円	9,270円	9,280円
④平等割額[1世帯当たり]	18,612円	6,459円	4,544円
課税限度額	630,000円	190,000円	170,000円

※①～④の合計額が年間の国保税額となります。

※課税限度額とは税額の上限のことです。

口座振替で県内産品などの賞品が当たります

次の対象期間中に口座振替の登録をしている県内の国保税納税義務者の中から抽選で、県内の産品やＱＵＯカードなどの賞品が当たります。

対象期間 ①4月1日(木)～7月21日
(水)、②7月26日(月)～令和4年2
月1日(火)

要件 各対象期間の末日時点で次の
全てを満たす人

- ・令和3年度の国保税の課税があり、口座振替の登録をしている

・納期到来分の国保税に未納が無い

賞品 ①広島3大プロのチケット※
1(各50組)、Q.U.Oカード(千円分)
(2000人)

②広島県産品(3千円相当)(200人)、QUCカード(千円分)(200人)

※1 広島東洋カープ・サンフレッチ
エ広島、広島交響楽団の各ペアチケット
※詳しくは、納税通知書に同封してい
るチラシで確認してください。

●年金からの天引き（特別徴収）

国保加入者が全員65歳から74歳の世帯は、国保税が世帯主の年金から6回に分けて天引きされますが、天引きできない場合は納付書または口座振替での納付になります。

●国保税の軽減制度

次の人は一定期間、税額が減額され、医療費の負担限度額が下がる場合があります。

対失業時の年齢が65歳未満で、交付された雇用保険受給資格者証の離職理由欄に「11・12・21・22・23・31・32・33」のいずれかが記載されている人

申雇用保険受給資格者証・保険証・対象者のマイナンバーが確認できる物を持って市民税課へ。

●国保税の減免制度

次の人は国保税が減免されます。

【対疾病や事業の廃止による離職などで国
保税の納付が困難な人、新型コロナウイルス
ウィルス感染症の影響により事業収入
などが前年に比べて著しく減少した人
※詳しくは市民税課へ問い合わせてく
ださい。

●納付が困難なときは相談を

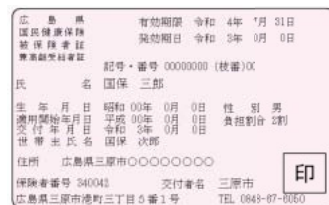
著しく収入が減少するなど、やむを得ない事情により納付が困難な場合は、

滞納したままにせず早めに税制収納課へ相談してください。

●新しい保険証(兼高齢受給者証)が届きます

7月末までに、新しい保険証(紫色)が普通郵便で届きます。8月1日から使用してください。

さい。70歳以上の人には、高齢受給者証と保険証が一体となった保険証兼高齢受給者証が届きます。



▲70歳以上の人の保険証兼高齢受給者証

●限度額適用認定証などの更新手続きを忘れずに

現在交付している限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証の有効期限は7月末までです。新しい認定証が必要な人は、8月以降に保険医療課または各支所で手続きしてください。

用保険証・マイナンバーが確認できる物・印鑑

※限度額適用・標準負担額減額認定証の区分が「区分Ⅱ」または「オ」の人で、交付後の1年間で通算90日を超えて入院した場合は、入院期間が分かる物(領収書・入院証明書など)を持参してください。
※その他の制度など、詳しくは市HPで確認してください。



▲市HP

後期高齢者医療だより

●新しい被保険者証が届きます

7月下旬に新しい被保険者証(水色)が届きます。8月1日から使用してください。

●認定証の申請・更新

限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証を医療機関へ提示すると、医療費の自己負担限度額などが軽減されます。

申請方法 被保険者証と本人確認ができる物を持って保険医療課または各支所へ
※過去に申請をされていて8月からも対象となる人には認定証を被保険者証に同封して送付します。
※詳しくは被保険者証と一緒に送るお知らせで確認してください。

●令和3年度の保険料

年間保険料は均等割額と所得割額の合計額です(表1)。年間保険料の限度額は64万円です。

表1 令和3年度の年間保険料の算出方法

均等割額 46,451円	+	所得割額 (基礎控除後の総所得金額など) × 所得割合8.84%	=	年間保険料 (限度額64万円)
-----------------	---	-------------------------------------	---	--------------------

表2 均等割額の軽減

世帯内の被保険者と世帯主の前年中所得の合計額	軽減後の均等割額
43万円以下※1	7割軽減 13,935円/年
43万円 + (28万5千円 × 世帯内の被保険者数) 以下の場合※1	5割軽減 23,225円/年
43万円 + (52万円 × 世帯内の被保険者数) 以下の場合※1	2割軽減 37,160円/年

※1 世帯に年金所得者などが2人以上いる場合は「10万円 × (年金所得者などの人数 - 1)」を加算した額が上限となります。

※健保組合(国保・国保組合を除く)などの被扶養者の人が後期高齢者医療保険に加入した場合、2年を経過する月までは均等割額が5割軽減されます。ただし、表2に該当する人は、軽減割合の高い方が優先されます。

均等割額の軽減

表2に該当する人は、均等割額を軽減して年間保険料を算出します。

●保険料の納付

7月中旬に保険料額決定通知書を送付します。納付は原則、年金からの天引きです。天引きできない場合は、納付書か口座振替での納付になります。

年金からの天引きの人でも口座振替での納付に変更できます。税制収納課へ相談してください。

●納付が困難なときは相談を

著しく収入が減少するなど、やむを得ない事情により納付が困難な場合は、滞納したままにせず早めに税制収納課へ相談してください。

●不審な電話に注意を

電話で市の職員を名乗り「医療費の還付金がある」などと言って、銀行や郵便局のATMに誘導し、お金を振り込ませる詐欺が多発しています。

還付手続きでATMの操作をお願いすることは絶対にありません。十分に注意してください。

※後期高齢者医療の制度などは市HPからも確認できます。



▲市HP

問 国民健康保険について: 保険医療課 ☎0848・67・6050
後期高齢者医療について: 保険医療課 ☎0848・67・6056
税額・保険料について: 市民税課 ☎0848・67・6030

納付について: 税制収納課 ☎0848・67・6035
口座振替について: 税制収納課 ☎0848・67・6034